

○低所得者の第1号保険料軽減強化について

(流山市介護保険条例の一部改正：平成31年4月1日施行)

- ・消費税率5%から8%に引き上げられた際に、既に実施されている低所得者の保険料の軽減について、令和元年10月からの消費税率10%への引上げに合わせて、更に強化されることとなりました。

【軽減概要】

- ・対象：世帯全員が市町村民税非課税（保険料段階第1～3段階）
- ・基準額（第5段階：63,300円）に変更はありません。
  - ・保険料予定額

保険料段階	2018年4月～	2019年4月～	軽減
	保険料年額 【基準額×料率】	保険料年額 【基準額×料率】	保険料年額 【料率】
第1段階	※ 23,400 円 【基準額の37%】	18,600 円 【基準額×29.5%】	△ 4,800 円 【△7.5%】
第2段階	34,800 円 【基準額の55%】	26,900 円 【基準額×42.5%】	△ 7,900 円 【△12.5%】
第3段階	44,300 円 【基準額の70%】	42,700 円 【基準額×67.5%】	△ 1,600 円 【△2.5%】

※第1段階は現行既に26,500円から△3,100円(△5%)軽減した金額となっています。

- ・令和元年10月以降の保険料率のみを引き下げるのではなく、平成31年4月からの保険料の軽減率を、完全実施時の半分の水準とします。

【予算概要】

- ・保険料を引下げ、介護保険特別会計の減収分を一般会計から繰入れ。
- ・繰入れに対し、国 1/2、県 1/4 を負担、市が残りの 1/4 を負担。  
(介護保険特別会計は予算総額に増減なし、一般会計は歳入歳出の増)

【低所得者保険料軽減に係る費用】

第1段階 7,900円×6,104人=48,221,600円・・・①  
 第2段階 7,900円×2,065人=16,313,500円・・・②  
 第3段階 1,600円×1,975人=3,160,000円・・・③  
 合計(①+②+③)=67,695,100円  
 ≒67,696,000円

→低所得者保険料軽減一般会計繰入金

財源

国	1/2	33,848,000円
県	1/4	16,924,000円
市	1/4	16,924,000円